

事業 優先順位		10			細事業:高齢者緊急シェルター事業					整理 番号		10							
目的		虐待等により緊急に保護を必要とする高齢者を、一時的に高齢者施設等に入所させることにより、高齢者及びその家族の福祉の向上を図る。																	
目標		虐待等により、緊急に保護を必要とする高齢者を一時的に高齢者施設へ入所させ、生命・身体の安全を確保できるよう取り組む。																	
事業 実施主体		委託		事業開始 年 度		平成22年度		根拠 法令		高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律									
事業費・財源					平成24年度		比 較		コスト情報・従事職員数					平成24年度		比 較			
	事業費 (決算額) (千円)				853					総コスト (千円)				1,250					
	財源内訳	一般財源				853				内 訳	事業費				853				
		国府支出金				0					人件費				397				
		地方債				0					公債費				0				
		その他特定財源				0					一人あたり (円)				11				
						0					世帯あたり (円)				27				
						0				参 考	職員数 (人)				0.05				
						0					再任用職員数 (人)				0.00				
	今後の方向性		今後とも適正に事業を実施する。																
評価	妥当性		効率性		有効性		対象者		市内に住所を有する原則として65歳以上の高齢者で、養護者等からの虐待により生命・身体に危険が生じている者またはそのおそれがある者等										
	A		A		B														



細事業：高齢者緊急シェルター事業

1. 高齢者緊急シェルター事業

虐待等により緊急に保護を必要とする高齢者を一時的に高齢者施設等への入所措置を行った。

実利用者数	1 名	利用日数	13 日間	委託料	852,882 円
-------	-----	------	-------	-----	-----------